

第 1 4 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 7 年 7 月 3 1 日 (木)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年7月31日(木) 午後1時25分から 1時45分

2. 開催場所 セタナ町役場 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
委員	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(2人)

1番	竹	内	厚	子
14番	小	島	敏	人

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農用地利用集積等促進計画案について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第4 議案第2号 農地用の買入協議に係る要請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第5 議案第3号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小	林	和	仁
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

時間より若干早いのですが、皆さんお揃いですので、ただいまより第 14 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦勞様でございます。

先月 25 日の親睦会主催によるパークゴルフ大会、そして今月 11 日の年金協議会パークゴルフ大会に参加いただき、暑い中大変お疲れ様でした。

まだまだ暑い日が続いており、農作業にも影響がでてきております。わたくし個人的には、1 日に 2～3 回着替えをしますと、「何もしないのに、なぜそんなに汗をかくのか」と妻が機嫌をそこねております。

会長

今月も雨量が少なく、真駒内ダムの貯水率が低下していて取水制限をするのではと思っていた矢先に雨が降りました。その雨もあっという間になくなり、現在真駒内ダムは淀んだ水になっております。

まだまだ水が必要な段階ですし、適度に雨が降ってくれたらと願っております。

会長

本日の総会は、議案第 3 号まで案件がございます。

慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

事務局長

ありがとうございました。

本日、1 番竹内委員、14 番小島委員より欠席の届出がございました。

只今の出席委員は 13 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、12 番渥美委員、13 番大口委員を指名いたします。この指名は、第 14 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございま

議長

せんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

こちらにつきましても農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するように要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

令和 7 年 7 月 31 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 98・104 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計 5 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 8 月から 2028 年 8 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 99・105 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、

事務局

の計 3 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 8 月から 2030 年 8 月までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 100・106 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 8 月から 2028 年 8 月までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 4 ページをご覧ください。

番号 101・107 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 11 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は田、こちらは畑地化に手挙げした土地でございます。こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 8 月から 2028 年 8 月までの 3 年間、単価が畑の単価になりますので [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 102・108 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 11 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025 年 8 月から 2028 年 8 月までの 3 年間、転作田の単価が [REDACTED] 円、採草畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 103・109 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。もう一方が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2025年8月から2026年8月までの1年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長

「日程第4 議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案3ページをご覧ください。
こちらにつきましても農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）。

あっせんの申出のあった、別紙農用地について、農地中間管理機構による買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、せたな町長に要請するものとする。
令和7年7月31日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料8ページをご覧ください。
番号1番。農地の所有者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事務局

買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 9 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、現況地目は田と用悪水路でございます。場所につきましては、11 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

番号 2 番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、面積が [redacted] m²、現況地目は田でございます。場所につきましては、12 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 3 番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 13 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、現況地目は田と畑と用悪水路でございます。場所につきましては、13 ページの図 3 のとおりでございます。

事務局

番号 4 番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 6 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、現況地目は田でございます。場所につきましては、14 ページの図 4 のとおりでございます。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 5 番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 11 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、現況地目は田と用悪水路でございます。場所につきましては、15 ページの図 5 の赤線で囲っている部分でございます。

事務局

番号 6 番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 17 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、現況地目は田と用悪水路でございます。場所につきましては、15 ページの図 5 の青線で囲っている部分でございます。

事務局

番号 7 番。農地の所有者、[redacted]、[redacted]さん。買入予定者、[redacted]、[redacted]さん。所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]の計 3 筆、面積が合わせまして [redacted] m²、

事務局 現況地目は田でございます。場所につきましては、16 ページの図 6 のとおりでございます。

事務局 資料 10 ページをご覧ください。
番号 8 番。農地の所有者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
買入予定者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は田でございます。場所につきましては、17 ページの図 7 のとおりでございます。

事務局 以上 8 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようお願い致します。

議長 はい。説明が終わりました。

議長 議案第 2 号について質疑ございませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長 「日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和 7 年 7 月 31 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 18 ページをご覧ください。
番号 10 番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況地目は原野と雑種地、利用状況につきましては原野と雑種地でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
2025 年 7 月 15 日に、松崎委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農

事務局	地採草放牧地以外であることを確認しております。 場所につきましては、19 ページの図 8 のとおりでございます。
議長	はい。説明が終わりました。
議長	議案第 3 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 14 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 29 日

会議録署名委員

12 番 渥美光成

13 番 大口 寧

議長 原田喜博